埼玉県建設工事技術者複数配置試行要領

(目的)

第1条 この要領は、埼玉県が発注する建設工事(以下「工事」という。)において、建設 業法で定める主任技術者または監理技術者(以下「主任(監理)技術者」という。)の複 数配置に係る必要な事項を定め、もって若手技術者の育成を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。
 - 一 主たる技術者 複数配置された主任(監理)技術者のうち、指導する立場の技術者を いう。
 - 二 補助技術者 複数配置された主任(監理)技術者のうち、主たる技術者から指導を受ける立場の技術者をいう。
 - 三 低入札工事 埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を 経て契約を締結する工事をいう。
 - 四 共同企業体による工事 国土交通省が発出した監理技術者制度運用マニュアルのニーニ(2) 「共同企業体における監理技術者等の設置」による工事をいう。
 - 五 専任の主任技術者兼務工事 埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要 領により兼務する工事をいう。

(適用除外の工事)

- 第3条 この要領における適用除外工事は、次の各号とする。
 - 一 低入札工事
 - 二 共同企業体による工事
 - 三 専任の主任技術者兼務工事

(複数配置の選択)

第4条 主任(監理)技術者の複数配置は選択制とし、契約締結前に受注者が選択を行うものとする。また、受注者が複数配置を選択した場合には、落札後すみやかに発注者へ届出をする。

(技術者の複数配置を行うことができる工事)

第5条 主任(監理)技術者の複数配置を行うことができる工事は、当初の請負代金額が二 千五百万円以上(建築一式工事にあっては五千万円以上)の工事とする。

(技術者の配置)

- 第6条 技術者の配置は次号のとおりとする。
 - 一 主たる技術者は、専任で配置する。一工事一名とする。
 - 二 補助技術者は、工事の公告日又は指名通知日に四十歳以下の者で、専任かつ工事現場 に常時継続的に配置する。一工事一名とする。

(現場代理人との兼務)

- 第7条 主任(監理)技術者の複数配置を行う工事にあって、主たる技術者は現場代理人と 兼務することができる。ただし、補助技術者は兼務を認めない。
- 2 前項の規定を建設工事請負契約約款に明記するものとする。

(費用負担)

第8条 技術者の配置に要する費用は受注者が負担する。

(若手技術者育成内容の記載)

第9条 施工計画書に、若手技術者を育成するための具体的な内容を記載する。

(実施報告)

- 第10条 補助技術者は、主任(監理)技術者の複数配置を行ったことについての実施報告書を、工事完成通知書とともに提出し、総括監督員に概要を説明する。
- 2 総括監督員は、実施報告書の写しを建設管理課技術管理担当へ提出する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。

年 月 日

(あて先)

発注者

住所

氏名 印

主任(監理)技術者の複数配置届出書

下記の工事にあたり、主任(監理)技術者の複数配置をするので届出します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事 場所
- 3 工事 期間 契約確定の日から平成 年 月 日まで

- 注) 1 契約締結前に主任(監理)技術者複数配置の届出をしてください。
 - 2 契約締結後に複数配置の変更(取りやめ等)をすることはできません。
 - 3 複数配置を選択しない場合は、届出の必要はありません。

牛	月	H

(あて先) 発注者_____

主任(監理)技術者の複数配置実施報告書

主任(監理)技術者の複数配置を行ったことについて報告します。

工 事 名	
主任(監理)技術者	
主たる技術者	
主任(監理)技術者	
補助技術者	
補助技術者が主たる	
技術者から学んだ点	
(箇条書きでも可)	

※施工計画書に記載した若手技術者を育成するための具体的な内容に関する部分を添付。

発注者事務処理欄(消去しないでください)